

平成26年5月27日

株式会社名古屋証券取引所  
自主規制グループ（上場監理担当）

下記のとおり、上場廃止を決定し、整理銘柄に指定することとしましたので、お知らせします。

## 記

### 1. 上場廃止、整理銘柄指定

- (1) 銘柄 (株) 太陽商会 株式（コード：2447、セントレックス）
- (2) 整理銘柄 平成26年5月27日（火）から平成26年6月27日（金）まで  
指定期間
- (3) 売買最終日 平成26年6月27日（金）
- (4) 上場廃止日 平成26年6月28日（土）  
(注) 速やかに上場廃止すべき事情が発生した場合は、上記整理銘柄指定期間及び上場廃止日を変更することがある。
- (5) 上場廃止理由 株券上場廃止基準第2条の2第1項第5号で準用する同基準第2条第1項第11号（虚偽記載）に該当するため

(注) 株式会社太陽商会（以下、「同社」といいます。）は、平成26年5月27日、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出したとして、金融庁から金融商品取引法違反に係る課徴金納付命令を受けました。

当該虚偽記載の内容は、直前に提出された有価証券報告書（平成25年3月期）において債務超過であり、さらに2期連続で債務超過であって過去上場廃止基準に定める要件に抵触するものであるところを、不適切な会計処理（売上の架空計上）により資産超過としたものであり、投資者の最近までの投資判断を大きく誤らせるものでありました。

また、この不適切な会計処理は、同社の当時の代表取締役が、上場廃止を回避する目的で、自らの判断により自ら行っていたもので、当該売上計上が否認されないよう証憑書類を取り揃えていた上、債務超過の解消見通しといった誤った情報を投資者に繰り返し開示しており、後任の代表取締役も当時の代表取締役の行為を一部認識していたなど、コンプライアンス意識が欠如した極めて悪質なものでありました。

加えて、同社においては、平成23年に行われた過年度決算訂正（収益認識要件を充足していない売上の取消し）から短い期間で今回の不適切な会計処理が行われており、いずれも同じ代表取締役の下で行われたものであり、さらに、今回の不適切な会計処理の判明後もその実質的な経営体制に何ら変わりがない状況であると認められます。

以上、総合的に勘案した結果、当該虚偽記載は上場廃止基準の潜脱にほかならず、そのまま同社株式の上場を維持すれば、当取引所市場に対する投資者の信頼を著しく毀損することに繋がるものと判断することから、直ちに同社株式の上場を廃止しなければ当取引所市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると認められ、同社株式を上場廃止するのが適当であるとの結論に至りました。

2. 代用有価証券からの除外

同社株式は、5月28日（水）以降、次の代用有価証券から除外されます。

- ・ 信用取引及び発行日取引の委託保証金
- ・ 発行日取引の売買取坵金

以 上